

重 要 事 項 説 明 書

（放課後等デイサービス）

この「重要事項説明書」は、利用者のサービス選択のために、社会福祉法第76条及び「大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第104号）」第13条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 放課後等デイサービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社 栄友社
代表者氏名	取締役 河上 俊之
本社所在地 （連絡先）	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町1丁目8-4 三国ヶ丘ビル202号室 TEL：072-242-6401 FAX：072-242-6403
法人設立年月日	平成16年 2月 9日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	児童デイサービスほのか
サービスの主たる対象者	障害がい児（18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい児を含む）及び難病等対象者）
事業所番号	放課後等デイサービス 2756520066号 （令和 6年 5月 1日 指定更新）
管理者	山岡 環
児童発達支援 管理責任者	吉田 あみ
事業所所在地	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町3丁目124番地
連絡先 相談担当者名	TEL/FAX：072-255-3555 山岡 環
事業所の通常 事業実施地域	さいしげんいき 堺市全域

じぎょうしょ おこ 事業所が行なう た 他のサービス	じどうはったつしえん 児童発達支援
り よう てい いん 利 用 定 員	にん 5 人
かい せつ ねんがっぴ 開 設 年月日	へいせい ねん がつ にち 平成24年 4月 1日

(2) 事業の目的および運営方針

じぎょう もくてき 事業の目的	じどう ゆた しゃかいてきじりつ かくりつ 児童の豊かな社会的自立を確立する
うん えい ほう しん 運 営 方 針	じぎょうしょ じっし じぎょう りようしゃとう じんけん ようご ぎゃくたい ぼうし せい 事業所が実施する事業は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止を整 び くにじょうせいかつ いとな せいかつぜんぱん えんじょ 備し、日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を てきせつ 適切におこなうものとする

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

え い ぎ ょ う び 営 業 日	げつようび きんようび い か ひ のぞ 月曜日から金曜日。ただし以下の日を除く。 こくみん しゅくじつ がつ にち がつ にち がつ にち がつ にち 国民の祝日、8月14日から8月16日、12月29日から1月4日
え い ぎ ょ う じ か ん 営 業 時 間	じ ふん じ ふん 10時00分から 17時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	げつようび きんようび い か ひ のぞ 月曜日から金曜日。ただし以下の日を除く。 こくみん しゅくじつ がつ にち がつ にち がつ にち がつ にち 国民の祝日、8月14日から8月16日、12月29日から1月4日
サービス提供時間	じ ふん じ ふん 10時00分から 17時30分

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

こ う ぞ う 構 造	もくぞう ぶきひらやだ 木造スレート葺平屋建て
し き ち め ん せ き 敷 地 面 積	へいほう 319平方メートル
の べ ゆ か め ん せ き 延 床 面 積	へいほう 86平方メートル

(2) 設備

せ っ び の し ゅ る い 設 備 の 種 類	へ や す う 部 屋 数	び 備	こ う 考
------------------------------	------------------	--------	----------

発達 支援 室	1 室	利用児童に支援を行 う
静 養 室	1 室	洋室 マットレス・掛け布団あり
シャワー 室	1 室	室外 水のシャワーのみ
ト イ レ	2 室	洗面台付、洋式トイレ
台 所	1 室	おやつ準備や軽食などを調理する
相談 室	1 室	保護者及び障がい児との打ち合わせや相談を行 う
事務 室	1 室	事務処理や支援の準備を行 う

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
児童発達支援 かんりせきにんしゃ 管理責任者	(1) 適切な方法により、障がい児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をします。 (2) アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に面接し、この場合において、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ます。 (3) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定放課後等デイサービスの具体的内容、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成します。この場合において、障がい

	い児の家族に対する援助及び当該指定放課後等デイサービス事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努めます。 (4) 放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障がい児に対する指定放課後等デイサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開き、放課後等デイサービス計画の原案について意見を求めます。 (5) 放課後等デイサービス計画の原案の内容を通所給付決定保護者及び障がい児に対して説明し、文書により同意を得ます。 (6) 放課後等デイサービス計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障がい児相談支援を提供する者に交付します。 (7) 放課後等デイサービス計画作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画を変更します。 (8) 他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行います。 (9) 業務を行うに当たっては、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めます。 (10) 常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
児童指導員	個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切に支援等を行う。
保育士	個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切に支援等を行う。
その他従業者	個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切に支援等を行う。
運転手	事業所の自動車を使用して、障がい児の自宅と学校と事業所との間の送迎の為に自動車の運転を行う。
看護職員	
機能訓練担当職員	

(2) 職員配置

職 種	員 数	常 勤		非常勤		常 勤 換算	備 考
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管 理 者	1		1			1	
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1	1				1	
児 童 指 導 員	5	1	2		2	4	
保 育 士							
機 能 訓 練 担 当 職 員							
そ の 他 従 業 者	1		1			1	
看 護 職 員							
運 転 手	4		3		1	3.5	
事 務 員							

(3) 勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	10時00分～17時30分
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	10時00分～17時30分
児 童 指 導 員	10時00分～17時30分
保 育 士	10時00分～17時30分
機 能 訓 練 担 当 職 員	
そ の 他 従 業 者	10時00分～17時30分
看 護 職 員	
運 転 手	10時00分～17時30分

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
放課後等デイサービス計画の作成	通所給付決定保護者及び障がい児の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した放課後等デイサービス計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作（読み・書き）（食事の作法）（身の回りの片づけ）（安全な歩行）（買い物）（軽スポーツ）、等を行います。
集団生活適応訓練	会話やツールを使つてのコミュニケーション等による自己表現を支援します。座って話を聞く・整列する・順番を守る等の訓練をします。散歩、公園遊び、買い物等を行います。友達関係を築けるようサポートします。
創作的活動	習字、絵画、工作等を行います。
保護者支援	更生相談（医療、福祉、生活の相談等を行います。） 悩みの相談（子育ての悩みの相談を行います）
介護方法の指導	家族等に対する介護技術指導・助言等を行います。
健康指導	障がい児の健康チェック、健康相談を行います。
介護サービス	更衣、排泄等の身体介助を行います。
ストレスの軽減	リラックスできる環境を提供し、穏やかに過ごせる時間を作ります。気温30度以上の日に水遊びやプール遊びでリラックスしてもらいます。
安全の保持	安全を常に意識し、支援を行います。
地域との交流	近隣の児童公園で地域の子どもたちと一緒に過ごします。 ボランティアの受け入れ等で地域との交流を図ります。
送迎サービス	希望により、事業所の所有する車両により、障がい児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行います。

(2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

	利用時間により異なります。
利用料	574単位・609単位・666単位のいずれか × 10.6円
利用者負担額	上記の1割

< 提供するサービスの料金とその利用者負担額について >

提供するサービスについて、こども家庭庁の告示の単価による利用料が発生します。

通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の

1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。

利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 放課後等デイサービス費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護

者が償還払いを希望する)場合は、放課後等デイサービス費の全額をいったんお支払い

いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添

えてお住まいの市町村に放課後等デイサービス費の支給(利用者負担額を除く)を申請し

てください。

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
児童指導員等加算	152単位 × 10.6円	左記の1割	常時見守りが必要な就学児の支援や就学児の家族等に対する就学児への関わり方の助言を行う等支援の強化を図るために、指定基準に定める従業者の員数に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合に、資格等の有無や経験年数、事業所

			の態様等に応じて、利用1日につき加算されます。
専門的支援体制加算	えん 円	さき 左記の1割	指定基準に定める従業者の員数に加え、就学児に対する専門的で個別的な支援を行う理学療法士等(理学療法士、作業療法士、一定の経験を有する保育士等)を配置している場合に、事業所の態様等に応じて、利用1日につき加算されます。

介護職員加配加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	えん 円	さき 左記の1割	一定の基準を満たす重症心身障がい児を受け入れるための体制を確保し、重症心身障がい児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう看護職員の加配を行っている場合、利用1日につき加算されます。 (Ⅰ)医療的ケア児の判定基準のスコアに前年度の出席率をかけた点数の合計点数が40点以上の重症心身障がい児 (Ⅱ)医療的ケア児の判定基準のスコアに前年度の出席率をかけた点数の合計点数が72点以上の重症心身障がい児
福祉専門職員配置 等加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	かさん 加算(Ⅰ) 15単位 ×10.6円	さき 左記の1割	(Ⅰ)(Ⅱ)の場合 常勤の児童指導員等のうち、有資格者が一定割合以上の場合、利用1日につき加算されます。 (Ⅲ)の場合 児童指導員等のうち、勤務形態が常勤のものが75%、又は勤続年数が3年以上のものが30%以上の場合、利用1日につき加算されます。
医療連携体制加算	えん 円	さき 左記の1割	医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して障がい児に対して看護を行った場合や、介護職員等にたん吸引等に係る指導を行った場合等利用1日につき加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
家庭支援加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 200・300 たんい 単位 (Ⅱ) 60・80 たんい 単位 × 10.6円	さ き わり 左記の1割	就学児童の家族(きょうだいを含む。)に対して、個別又はグループでの相談支援援助等を行った場合、月4回まで加算されます。 (Ⅰ) 個別に相談援助等を行った場合 (Ⅱ) グループでの相談援助等を行った場合
子育てサポート加算	80たんい 単位 × 10.6円	さ き わり 左記の1割	保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合に、月4回まで加算されます。
利用者負担上限額 管理加算	150たんい 単位 × 10.6円	さ き わり 左記の1割	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合、1月につき加算されます。
欠席時対応加算	94たんい 単位 × 10.6円	さ き わり 左記の1割	利用する就学児が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。 月4回まで加算されます。 ※重症心身障がい児を支援する事業所において、定員充足率が80%未満の場合には月8回まで加算されます。
専門的支援実施加算	えん 円	さ き わり 左記の1割	理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合に加算されます。利用日数に応じて月2回又は月4回若しくは月6回まで加算されます。
強度行動障がい児 支援加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	えん 円	さ き わり 左記の1割	強度行動障がい支援者養成研修(実践研修、中核的人材養成研修)を修了した職員を配置し、強度行動障がい児を有する児童(判定基準20点以上)に対して、支援計画シートを作成し、当該計画に基づく支援を行った場合、利用1日につき加算されます。 (Ⅰ) 強度行動障がい支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置し、判定

			基準20点以上の強度行動障がい児 に対して支援を行った場合 (Ⅱ)強度行動障がい支援者養成研修(中 核的人材養成研修)を修了した職員を配 置し、判定基準30点以上の強度行動障がい 児に対して支援を行った場合
人工内耳装用児 支援加算	えん 円	さ き わり 左記の1割	言語聴覚士を配置し、かつ眼科・耳鼻咽喉科 の医療機関との連携の下で、人工内耳を装用 している就学児に対して、専門的な支援を計 画的に行った場合、利用1日につき加算さ れます。
視覚・聴覚・ 言語機能 障がい児支援加算	えん 円	さ き わり 左記の1割	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の 障がいのある就学児に対して、意思疎通に 関し専門性を有する職員を配置し、支援を 行った場合、利用1日につき加算されます。
個別サポート加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	たんい 120単位 えん ×10.6円	さ き わり 左記の1割	著しく重度又は行動上の課題があるケア ニーズの高い就学児や虐待等の要保護・要 支援児童、不登校の就学児に対して支援を 行った場合、利用1日につき加算されます。 (Ⅰ)・ケアニーズの高い就学児に対して支 援を行った場合 ・ケアニーズの高い就学児に対して強度行動 障がい者養成研修(基礎研修)修了者を 配置し支援を行った場合又は著しく重度 の就学児に対して支援を行った場合 (Ⅱ)要保護児童・要支援児童に対して児童 相談所やこども家庭センター等と連携して 支援を行った場合 (Ⅲ)不登校の状態にある就学児に対して 学校と連携して支援を行った場合
入浴支援加算	えん 円	さ き わり 左記の1割	医療的ケア児又は重度心身障がい児に、発 達支援をあわせて入浴支援を行った場合、 月8回まで加算されます。
自立サポート加算	たんい 100単位 えん ×10.6円	さ き わり 左記の1割	主に高校生(2年生・3年生)の就学児につい て、卒業後の生活に向けて、学校や地域の企 業と連携しながら、相談援助や体験等の支 援を計画的に行った場合、月2回まで加算さ れます。

つうしょ じ りつ し えん か さん 通所自立支援加算	60単位 × 10.6円	さ き わり 左記の 1 割	がっこう きょたくとう じぎょうしょかん いどう 学校・居宅等と事業所間の移動について、自 立して通所が可能となるよう、職員が付き 添って計画的に支援を行った場合、算定開 始から 90日まで 1回につき加算されます。
そう げい か さん 送 迎 加 算	54単位 × 10.6円	さ き わり 左記の 1 割	じぎょうしょ しょう じ たい そうげい おこな ば 事業所が障がい児に対し、送迎を行った場 合、片道につき加算されます。
えん ちょう し えん か さん 延長支援加算	123単位 92単位 × 10.6円	さ き わり 左記の 1 割	き ほん ほうしゅう さいちよう じ かん く ぶん へいじつ 基本報酬における最長の時間区分（平日3 時間、学校休業日5時間）のサービス提供 に加えて、当該サービスの利用前後に預かり ニーズに対応した支援を計画的に行った場 合に、延長支援に要した時間に応じて、利 用 1 日につき加算されます。 ※主として重症心身障がい児を通わせる 事業所における重症心身障がい児に対す る支援については、運営規程に定められてい る営業時間が8時間以上であり、営業時間 の前後に支援を行った場合に、1日の延長 支援に要した時間に応じて、利用 1 日につき 加算されます。
かんけい き かん れんけい か さん 関係機関連携加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	(Ⅰ) 250単位 (Ⅱ) 200単位 (Ⅲ) 150単位 (Ⅳ) 200単位 × 10.6円	さ き わり 左記の 1 割	かんけい き かん れんけい こ べつ し えん けい かく さくせい じよう 関係機関と連携し個別支援計画の作成や情 報共有、連絡調整等を行った場合に(Ⅰ) ～(Ⅲ)は月1回まで、(Ⅳ)は1回算定され ます。 (Ⅰ) 保育所、学校等と連携して個別支援計 画を作成 (Ⅱ) 保育所、学校等と情報連携 (Ⅲ) 児童相談所、医療機関等と情報連携 (Ⅳ) 就学先、就職先等と連携して連絡 調整
じぎょうしょかん れんけい か さん 事業所間連携加算	150単位 × 10.6円	さ き わり 左記の 1 割	セルフプランで複数事業所を併用する就学 児について、事業所間で連携し、こどもの状 態や支援状況の共有等の情報連携を行 った場合、月1回まで加算されます。
ほ いく きょう いく とう 保 育 ・ 教 育 等 移行支援加算	500単位 × 10.6円	さ き わり 左記の 1 割	しゅうがくじ ち い き ほ いく きょう いく う 就学児が地域において保育・教育などを受 けられるよう、退所前に関係機関との間で 移行に向けた連絡調整を行った場合(2回 まで)や退所後に居宅や保育所等を訪問して

			そうだんえんじょまた じよげん おこな ばあい きょたく ほ 相談援助又は助言を行った場合（居宅と保 いくしょとう かく かい かさん 育所等で各1回まで）加算されます。
--	--	--	--

6 その他の費用について

内 容	料 金
そうさくてきかつどう かかわざいりょうひ 創作的活動に係る材料費	じっぴそうとうがく 実費相当額
た にちじょうせいかつ つうじょうひつよう かかわ その他日常生活において通常必要となるものに係 ひょう りょう じっぴ る費用であって、通所給付決定保護者に負担させるこ てきとう みと じっぴ とが適当と認められるものの実費	じっぴそうとうがく 実費相当額

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額そ た ひょう し の他の費用の支 はら ほうほう 払い方法につい て	りょうしゃ ふたん がく およ た ひょう 利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌 げつ 月10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記 るく ないよう しょうごう せいきゅうづき とど 録と内容を照合のうえ、請求月の20日までに、下記のいずれかの方 ほう 法によりお支払下さい。 (1) 現金支払い (2) 指定口座からの自動振替 (3) 事業者指定口座への振り込み しはら かくにん かなら りょうしゅうしょ わた ほかん お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡します。保管を おねが お願いします。 じどうつうしよきゅうふひとう しちょうそん きゅうふ う ばあい じゅりょう また、児童通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領 つうち わた かなら ほかん ねが 通知をお渡します。必ず保管をお願いします。
--	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期

じつ げついじょうちえん こ い しはら とくそく にちいない しはら ばあい
 日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、

けいやく かいやく うえ みはら ぶん しはら
 契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

- (1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負

たんじょうげんげつがく かくにん じゅきゅうしゃしょう じゅうしょ しきゅうりょう へんこう
担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があ
った場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 放課後等デイサービス計画の作成

かくにん しきゅうけつていないよう そ つうしょきゅうふけていほ ごしやおよ しょう じ せいかつ たい
確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する
意向に配慮しながら「放課後等デイサービス計画」を作成します。作成した「放課後等デ
イサービス計画」については、案の段階で通所給付決定保護者及び障がい児に対し内
容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認ください
くようお願いいたします。

(3) 放課後等デイサービス計画の変更等

ほう か ごとう けいかく へんこうとう
「放課後等デイサービス計画」は、障がい児の心身の状況や意向などの変化によ
り、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

じぎょうしゃ りょうしゃとう じんけん ようご ぎゃくたい ぼうしとう しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし
事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、
障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとと
もに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎゃくたいぼうし かん たんとうしゃ 虐待防止に関する担当者	かんりしゃ やまおか たまき じはつかん よしだ あみ (管理者 山岡 環、児発管 吉田 亜美)
-----------------------------------	---

② 苦情解決体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

10 身体拘束等適正化に関わる事項

1、本事業者は、児童発達支援・指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障がい児の行動を制限する行為(身体拘束等という)を行ってはならない。

2、事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録や身体拘束等に関する同意書を交わさなければならない。

3、やむを得ず身体拘束等を行う場合の要件

切迫性：利用者本人又はほかの利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性

が著しく高い

非代替性：身体拘束等の行動制限を行う以外に代替する支援方法がない

一時性：身体拘束等の行動制限が一時的なものである

11 秘密の保持と個人情報の保護について

① 障がい児又はその家族に関する秘密の保持について

事業者は、障がい児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

○事業者及事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た障がい児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

○事業者は、従業者に業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報 の保護について	○ 事業者は、障がい児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児又はその家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、障がい児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、障がい児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
---------------------------	--

12 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、やか速に主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 080-3109-6797（対応可能時間 9：30～18：30）

13 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、

優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	医療法人 高村医院
所在地	堺市北区東雲東町2-1-5
電話番号	072-251-2020

14 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	堺市
	担当部・課名	健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課
	電話番号	072-228-7510

大阪府	担当部・課名	福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ
	電話番号	06-6944-6026

保険加入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名 日本興亜損害保険株式会社 保険名 総合賠償責任保険 保障の概要 被保険者が行う業務の瑕疵により、偶発的な対人対物事故が発生し第三者よりの法律上の損害賠償を負担する場合
------	--

15 非常災害時の対策

ひじょうじたいおう 非常時の対応	べつとさだしやうほうけいかくたいおう 別途に定める消防計画により対応いたします。																
へいじくんれん 平時の訓練	べつとさだしやうほうけいかくのつとつうほうくんれんねんかいじっし 別途に定める消防計画に則り、通報訓練を年1回実施します。																
しょうぼうせつび 消防設備	<table><tr><td>じどうかさいほううちき ・自動火災報知機</td><td>なし 無</td><td>ゆうどうとう ・誘導灯</td><td>あり 有</td></tr><tr><td>もほううちき ・ガス漏れ報知器</td><td>なし 無</td><td>ひじょうつうほうそうち ・非常通報装置</td><td>なし 無</td></tr><tr><td>ひじょうようでんげん ・非常用電源</td><td>なし 無</td><td>すぷりんくラー ・スプリンクラー</td><td>なし 無</td></tr><tr><td>しつないぼうかせん ・室内防火栓</td><td>なし 無</td><td></td><td></td></tr></table> ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水2日分） （その他、・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）	じどうかさいほううちき ・自動火災報知機	なし 無	ゆうどうとう ・誘導灯	あり 有	もほううちき ・ガス漏れ報知器	なし 無	ひじょうつうほうそうち ・非常通報装置	なし 無	ひじょうようでんげん ・非常用電源	なし 無	すぷりんくラー ・スプリンクラー	なし 無	しつないぼうかせん ・室内防火栓	なし 無		
じどうかさいほううちき ・自動火災報知機	なし 無	ゆうどうとう ・誘導灯	あり 有														
もほううちき ・ガス漏れ報知器	なし 無	ひじょうつうほうそうち ・非常通報装置	なし 無														
ひじょうようでんげん ・非常用電源	なし 無	すぷりんくラー ・スプリンクラー	なし 無														
しつないぼうかせん ・室内防火栓	なし 無																
しょうぼうけいかく 消防計画	しょうぼうしよとどけでびへいせいねんがつにち 消防署への届出日：平成25年2月8日																

	ぼうさいかんりしや 防災管理者	:	やまおか たまき 山岡 環
--	--------------------	---	------------------

16 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定放課後等デイサービスに係る障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

【事業者の窓口】 児童デイサービスほのか	所在地 堺市北区百舌鳥赤畑町3-124 電話番号 072-255-3555 (ファックス番号同じ) 受付時間 事業所営業日の営業時間と同じ
【市町村の窓口】 堺市障害福祉部・障害福祉サービス課	所在地 堺市堺区南瓦町3-1 電話番号 072-228-7510 受付時間 9:00~17:00
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所在地 大阪府中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時

17 心身の状況の把握

指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18 連絡調整に対する協力

放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は障がい児相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

19 他の指定通所支援事業者等との連携

していほうかごとう ていきょう あた おおさかふ しちょうそん しょう ふくし おこな
指定放課後等デイサービスの提供に当り、大阪府、市町村、障がい福祉サービスを行
もの じどうふくししせつ た ほけんいりょう ふくし ていきょうしゃ みっせつ れんけい
う者、児童福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携
つと
に努めます。

20 業務継続計画の策定等

- ① かんせんしょう ひじょうさいがい はっせい じ りようしゃ たい していしょうがい じ づうしよし えん ていきょう
感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児通所支援の提供
けいぞくてき じっし およ ひじょうじ たいせい そうき ぎょうむさいかい はか けいかく い
を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以
か ぎょうむけいぞくけいかく さくてい とうがいぎょうむけいぞくけいかく したが ひつよう そ ち こう
下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ
ます。
- ② しょくいん たい ぎょうむけいぞくけいかく しゅうち ひつよう けんしゅうおよ くんれん てい き
職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期
てき じっし
的に実施します。
- ③ ていきてき ぎょうむけいぞくけいかく みな お おこな ひつよう おう ぎょうむけいぞくけいかく へんこう おこな
定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21 衛生管理等

- じぎょうしょ かんせんしょう はっせい また まんえん つぎ あ そ ち こう
事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう、次に掲げる措置を講じるもの
とします。
- ① じぎょうしょ かんせんしょう よ ぼう およ まんえん ぼう し たいさく けんとう いいんかい
事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレ
でんわ そうちとう かつよう おこな おおむ げつ かいいじょうかいさい
ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催
するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - ② じぎょうしょ かんせんしょう よ ぼう およ まんえん ぼう し ししん せいび
事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
 - ③ しょくいん たい かんせんしょう よ ぼう およ まんえん ぼう し けんしゅうおよ くんれん ていきてき じっし
職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施し
ます。

22 サービス提供の記録

- ① していほうかごとう じっし ていきょう び ないようおよ りようしゃ
指定放課後等デイサービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者
ふた ながくと う ていきょう しゅうりょう じ づうしよきゅうふけつていほごしや かくにん う
負担額等を、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとし

ます。

- ② 指定放課後等デイサービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。

- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、障がい者又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。）

23 指定放課後等デイサービス内容の見積もりについて

契約に際して、サービス内容に応じた見積もり（契約書別紙）を作成します。

24 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	児童がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、自己の責任において管理していただきます。 自己管理のできない場合は貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動・営利活動	児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の児童及びその保護者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
お心遣いの辞退	当事業所への金銭、物品、飲食等のお心遣いは辞退させていただきます。
扉の施錠	児童の身の危険を回避するため、扉を施錠させていただきます。児童の希望があれば、身の安全を確保したうえで直ぐに開錠いたします。

25 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

26 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

じょうきないよう おおさかふしていしょうがいじつうしよしえん じぎょうしゃ していなら していつうしよしえん
上記内容について、「大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の

じぎょうとう じんいん せつびおよ うんえい かん きじゆん さだ じょうれい へいせい ねんおおさかふじょうれいだい
事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第104

ごう だい じょう きてい もと つうしよきゆうふけつていほごしや せつめい おこな
号）」第13条の規定に基づき、通所給付決定保護者に説明を行いました。

事業者	しよ ざい ち 所 在 地	
	ほう じん めい 法 人 名	
	だいひょうしゃめい 代表者名	
	じぎょうしよめい 事業所名	
	せつめいしゃしめい 説明者氏名	

じょうきないよう せつめい じぎょうしゃ たし う
上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

りよう 利用 もうしこみしや つう 申込者（通 しよきゆうふ 所給付 けつていほごしや 決定保護者）	じゅう しよ 住 所	
	し めい 氏 名	
	つづき がら 続 柄	
りようしゃ じどう しめい 利用者（児童）氏名		

だい り じん 代 理 人	じゅう しよ 住 所	
	し めい 氏 名	

令和 6 年 09 月 01 日 改定

